

就学時健康診断を行います

☎ 学校保健給食課 ☎ 0857-30-8416 ☎ 0857-20-3952

令和3年4月に小学校、義務教育学校へ入学する児童（平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ）を対象に健康診断を行います。対象児童の家庭には、10月上旬に案内通知などを送付しますので、その通知

を持って、会場にお越しください。
※お住まいの校区以外の会場で受診を希望される場合は、通知がお手元に届いた後、問い合わせ先までご連絡ください。

【学校区ごとの日程】

実施日	会場	実施日	会場	実施日	会場	
10月14日(水)	美保小学校	10月28日(水)	修立小学校	10月29日(木)	佐治小学校	
10月15日(木)	湖山西小学校		倉田小学校		宝木小学校	
10月19日(月)	用瀬小学校		岩倉小学校		逢坂小学校	
10月22日(木)	面影小学校		河原第一小学校		湖南学園	
	若葉台小学校	福部未来学園	10月30日(金)	日進小学校		
	西郷小学校	富桑小学校	世紀小学校	11月5日(木)	久松小学校	
	散岐小学校	稲葉山小学校	11月12日(木)		明治小学校	
10月26日(月)	瑞穂小学校	城北小学校	湖山小学校	11月18日(水)	大正小学校	
	醇風小学校	明德小学校	11月18日(水)		東郷小学校	
10月27日(火)	青谷小学校	末恒小学校	11月12日(木)	浜村小学校	11月18日(水)	鹿野学園
	賀露小学校	津ノ井小学校	11月12日(木)	鹿野学園		
	米里小学校	浜坂小学校	11月18日(水)	大正小学校		
10月28日(水)	中ノ郷小学校	美保南小学校	11月18日(水)	東郷小学校	11月18日(水)	東郷小学校
	江山学園	宮ノ下小学校	11月18日(水)	東郷小学校		
	遷喬小学校	国府東小学校	11月18日(水)	東郷小学校		

※詳しくは本市公式ホームページをご覧ください。

民間ミュージアム（美術館）入館チケットをプレゼント

☎ 本庁舎文化交流課 ☎ 0857-30-8021 ☎ 0857-20-3040
✉ bunka@city.tottori.lg.jp

「鳥取市民間ミュージアム等応援事業」により、本市が購入した美術館などの入館チケットの一部を、抽選で20人（各施設5人）にプレゼントします。当選者の発表は発送をもってかえさせていただきます。

施設名

- 鳥取民藝美術館（栄町）
- 渡辺美術館（覚寺）
- 荒木又右衛門記念館（西品治）
- 池本喜巳小さな写真美術館（吉方温泉1丁目）

応募方法

ハガキまたは電子メールに住所・氏名・電話番号・年齢・希望する施設を明記のうえ、本庁舎文化交流課「入館チケットプレゼント係」までお送りください。

応募締切

9月23日（水）当日消印有効



鳥取民藝美術館

固定資産税課からのお知らせ

☎ 本庁舎固定資産税課 ☎ 0857-30-8158 ☎ 0857-20-3920



固定資産税の課税対象になる家屋

- ①基礎などで土地に定着して建造されているもの
 - ②屋根および三方以上の周壁があり、風雨をしのぎ得るもの（外気を遮断することができる一定の空間を有する）
 - ③家屋本来の目的（居住、作業、貯蔵など）の用途に供し得るもの
- ※買って来た物置や自分で建てたものでも、上記の要件を満たすものは、固定資産税の課税対象になりますので、その場合はご連絡ください。

家屋の取り壊し・用途変更

固定資産税は、毎年1月1日を基準日として課税されます。12月31日までに家屋の全部または一部を取り壊した場合や、事務所・店舗・倉庫から住宅に変わったなど家屋の用途を変更した場合は、翌年の税額が変更される場合があります。早急にご連絡ください。

一般に住宅の敷地となっている土地については、税負担を軽減する特例が適用されるため、家屋の取り壊しや用途変更により土地の固定資産税が見直される場合があります。

なお、家屋の取り壊しや用途の変更などを、法務局で手続きされた場合は、届け出の必要はありません。

市民政策コメントを募集します

鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画(案)

☎ 本庁舎協働推進課 ☎ 0857-30-8177 ☎ 0857-20-3919
✉ kyodosuishin@city.tottori.lg.jp

犯罪を未然に防止し、市民が安全に、そして安心して暮らすことができるまちづくりを総合的、計画的に推進するため、「鳥取市安全で安心なまちづくり基本計画」を策定しています。

このたび計画の改訂素案をまとめましたので、ご意見を募集します。

計画期間 令和3年度～令和7年度の5年間
資料公開 本庁舎総合案内、各総合支所、本市公式ホームページ

公開期間 9月7日（月）～28日（月）
提出方法 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、本市公式ホームページ（電子申請）、持参のいずれかで問い合わせ先まで

提出期限 9月28日（月）必着

「鳥取市自治基本条例」見直し素案

☎ 本庁舎協働推進課 ☎ 0857-30-8176 ☎ 0857-20-3919
✉ kyodosuishin@city.tottori.lg.jp

本市では、まちづくりを行うための基本ルールを明らかにした「鳥取市自治基本条例」を平成20年10月1日に施行し、4年を超えない期間ごとに本条例が社会情勢に適合し、機能しているかどうかを検討することとしています。

このたび鳥取市市民自治推進委員会での意見を踏まえ、条例見直し素案がまとまりましたので、ご意見を募集します。

資料公開 本庁舎総合案内、各総合支所、本市公式ホームページ

公開期間 9月4日（金）～10月4日（日）
提出方法 様式は問いません。住所、氏名、電話番号を明記のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メール、本市公式ホームページ（電子申請）、持参のいずれかで問い合わせ先まで

提出期限 10月4日（日）必着

交通政策課からのお知らせ

☎ 本庁舎交通政策課 ☎ 0857-30-8326 ☎ 0857-20-3953

高校生などの通学費を助成

市内在住の保護者（費用負担者）に対し、通学費を助成する制度が始まります。

【対象者】

- 次の全てを満たす人
- 申請時に、鳥取市に住所地を有すること
 - 公共交通機関の通学定期券を利用して、鳥取県内の高等学校など^{*1}へ通学している生徒がいること^{*2}
 - 月額7000円を超える通学費（特急料金除く）を負担していること
- ※1 公立・私立の高等学校、高等専門学校（3年次まで）、特別支援学校高等部、専修学校高等課程。その他詳細についてはお問い合わせください。
- ※2 他の制度により通学費の全額を助成されている場合は対象になりません。

【手続きに必要なもの】

- マイナンバーカードなど、申請者の住所および氏名が確認できる書類
- 交付申請書（ホームページからダウンロード）
- 使用済みの定期券または定期券の写し
- 在学証明書または生徒手帳などの写し

【手続きの場所・時期】

と き 9月1日（火）～30日（水）、令和3年2月1日（火）～26日（金）※いずれも平日のみ
と ころ 本庁舎6階第4会議室、各総合支所
※本市公式ホームページ（電子申請）でも受付可能
くわしくは本市公式ホームページをご覧ください。問い合わせ先まで。

「ノルデ運動」参加者募集

JRや路線バスの利用を促進し、公共交通を守っていくとともに、CO₂の削減による地球温暖化防止に貢献するため、ノルデ運動（ノーマイカー通勤）に取り組みます。

【実施日】

9月18日（金）～令和3年3月31日（水）
※毎週金曜日は取り組み強化日

【対象】

- 市内の事業所などに勤務されている人で、普段マイカー通勤をしている人
- 通勤手当（JR、バス、徒歩、自転車）の受給者

【内容】

- ① 事前に勤務先をとおして「ノルデ運動」参加登録
- ② 参加登録後、「ノルデカード」を送付
- ③ 実施後、各事業者（参加者）から実績報告を提出 ※本市公式ホームページ（電子申請）でも受付可能

【参加特典（予定）】

- 毎週金曜日に次の特典が受けられます。
- 鳥取県東部エリアを運行する路線バスの運賃が半額
 - 協賛店舗での割引サービス

